

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成18年11月7日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成18年11月9日（木）午後1時

2 場所

東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1

琴浦町赤碕地域コミュニティーセンター3階 大会議室（第1、第2、第3会議室）

3 件名

一般国道9号改築工事（東伯・中山道路・鳥取県東伯郡琴浦町大字上伊勢字東松山内から同県西伯郡大山町八重字萱尾ノ峰地内まで）